ISEC 研究専門委員会における貢献感謝状の選奨規程

ISEC 研究専門委員会
平成 27 年 4 月 1 日 制定
平成 27 年 12 月 25 日 改正

ISEC 研究専門委員会における「貢献感謝状」の選定は、本規程によって行う。

（１）ISEC 研究専門委員会は、本委員会の活性化に多大な貢献をした功労者に対し、表彰を行う。

（２）本表彰は、「ISEC 研究会活動貢献感謝状」と称する。

（３）貢献感謝状を選定するため、ISEC 研究専門委員会に貢献感謝状選奨委員会（以下、「選奨委員会」という）を設置する。

（４）選奨委員会は、委員長１名、委員若干名をもって構成され、構成員は ISEC 研究専門委員会幹事団から選出された者とする。

（５）表彰対象者は以下のいずれかの項目に該当する者とする。

（ａ）ISEC 研究専門委員会が関係する、研究会、総合大会、シンポジウム大会などにおいて、過去１年の間に多くの企画や研究発表を行った者、あるいは ISEC 研究専門委員会の依頼により招待講演などをお引き受け頂いた者とする（但し、表彰回数に制限はない)。

（ｂ）ISEC 研究専門委員会の専門委員の任期（学会の原則である１期２年を３回まで）を満了した者、および、研究専門委員会運営に対する顕著な貢献を行ったものとする。(但し、表彰回数に制限はない)。

（６）ISEC 研究会貢献感謝状は、感謝状を授与する。

（７）表彰候補者を ISEC 研究専門委員会に報告し、承認を得る。

附則
本規程の改正は、ISEC 研究専門委員会の承認を得るものとする。
本規程の改正は、平成 27 年 12 月 25 日から適用する。